

4. 第3回 土地区画整理審議会 開催について

平成31年3月19日、益城町役場において第3回土地区画整理審議会を開催しました。審議会では、前回の審議会で説明した審議事項について諮問し、答申をいただきました。

【審議内容】

- ① 換地設計基準（案）について
- ② 小規模宅地の取扱い要領（案）について
- ③ 特別の宅地に関する措置（案）について



【結果】

- ・①の議案についての異議はなく、②、③の議案については、同意をいただきました。
- ・その他、今回の事業計画の変更（案）に対して不公平感を感じている方も多いため、住民の方へ説明する際は、今回の変更（案）は区画整理事業の本来の目的に則した計画であることを十分に説明してほしい。という意見をいただきました。

5. 熊本県益城復興事務所の移転について

熊本県益城復興事務所は、4月1日より下記へ移転して業務を行うこととなりました。

今後は、皆さまの声がより届きやすい場所での業務を進めて参りますので、どうぞ宜しくお願いします。

■熊本県益城復興事務所 移転先

住所：〒861-2211
 上益城郡益城町大字福原790
 （旧 益城中央小学校 跡地）
 連絡先：096-234-7314（直通）



◇益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に関するお問い合わせ先

- ◆お問い合わせ先
 - 〒861-2295 上益城郡益城町木山594 益城町役場 仮設庁舎2F
 - 益城町 復興整備課 まちづくり推進室 電話：096-289-2930（直通）
 - 〒860-0831 熊本市中心区八王寺町1-20 【平成31年3月31日まで】
 - 熊本県 益城復興事務所 工務課 電話：096-273-9641（直通）

〒861-2211 上益城郡益城町大字福原790 【平成31年4月1日より】
 熊本県 益城復興事務所 電話：096-234-7314（直通）

- ◆ホームページ
 - 【益城町】 <https://www.town.mashiki.lg.jp/>
 - 【熊本県】 <http://www.pref.kumamoto.jp/>

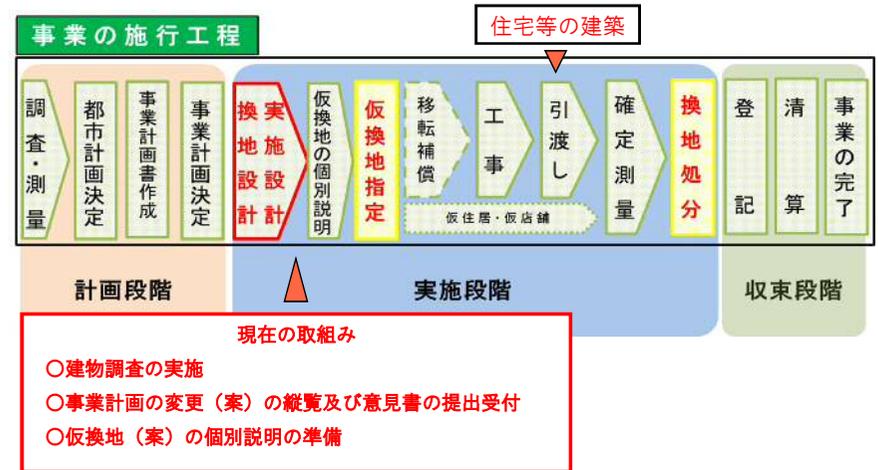
区画整理だより



日頃より土地区画整理事業へのご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

現在、事業計画の変更（案）に対する縦覧及び意見書の提出を受けています。また、4月より予定しています仮換地（案）の個別説明の準備を進めているところです。個別説明の日程につきましては4月中旬までに当方より電話連絡にて日程調整をさせていただきますので、ご協力のほど宜しくお願いします。

1. 土地区画整理事業の現在の取組みについて



■建物調査の実施

幹線道路（県道熊本高森線・県道益城菊陽線・町道横町線）を先行して整備するために、道路拡幅に伴い移転が必要となる建物や工作物等につきましては、移転補償費算定のため、一部の建物等の調査を実施しています。

■事業計画の変更（案）の縦覧及び意見書の提出受付

平成31年3月15日、17日に事業計画の変更（案）等に係る住民説明会を開催し、現在、事業計画の変更（案）の縦覧及び意見書の提出受付を行っています。詳しくは、3ページでご説明します。

■仮換地（案）の個別説明の準備

4月から予定しています仮換地（案）の個別説明に向けて、換地設計等を進めています。

2. 被災者生活再建支援金の申請期限の延長について

現在も申請を受け付けている被災者生活再建支援金の加算支援金について、申請期間が下記の期限に延長になりました。

当初申請期限：平成31年5月13日（月）
 変更後申請期限：**平成32年5月13日（水）**（2020年）
 1年間の申請期間の延長

当該事業を実施するため、**今後も申請期限の延長を国へ要望して参ります。**
 また、申請窓口は、益城町役場の生活再建支援課となっています。

<被災者生活再建支援金に関するお問い合わせ先>

益城町 生活再建支援課 生活再建支援係 電話：096-289-1400（直通）
 熊本県 健康福祉政策課 地域支え合い支援室 電話：096-333-2819（直通）

3-1. 事業計画の変更（案）等に係る説明会について

平成31年3月15日、17日に益城町役場において事業計画の変更（案）等に係る説明会を開催しました。両日あわせて約240名の参加をいただきありがとうございました。

説明会では、当初事業計画からの変更点や4月から実施を予定しています仮換地（案）の個別説明の手順等についてご説明させていただきました。

熊本市計画事業
 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業
 事業計画変更（案）設計図



3-2. 縦覧及び意見書提出について

区画道路や公園等の公共施設における配置計画の見直しに伴い、事業計画の一部が変更となりますので、次のとおり事業計画変更（案）についての縦覧及び意見書提出の受付を行います。なお、縦覧及び意見書の提出場所について、益城復興事務所が4月1日より移転しますので、ご注意ください。

■事業計画変更（案）の縦覧及び意見書の【提出期間】について

	期間及び受付時間	備考
事業計画 変更（案） の縦覧	【変更案の縦覧の期間】 平成31年3月18日（月）～平成31年3月31日（日） 【受付時間】 8時30分～17時15分	縦覧期間は土日祝も含まれます
意見書の 提出	【意見書の提出の期間】 平成31年3月18日（月）～平成31年4月14日（日） 【受付時間及び提出期限】 ○直接提出：8時30分～17時15分 ○郵送：平成31年4月14日（日）当日消印有効 ○FAX・メール：平成31年4月14日（日）17時15分まで	意見書の提出期間は土日祝も含まれます

■事業計画変更（案）の縦覧及び意見書の【提出場所】について

縦覧及び意見書の提出場所	変更案の縦覧	意見書の提出
①熊本県土木部道路都市局都市計画課 住所 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 電話 096-333-2521 FAX 096-387-1152 E-mail toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp	○	直接提出 郵送 FAX・メール
②益城復興事務所 住所 熊本市中央区八王寺町1-20 電話 096-273-9641（直通） 平成31年3月31日（日）まで 住所 上益城郡益城町大字福原790 電話 096-234-7314（直通） 【移転先】平成31年4月1日（月）より	○	直接提出のみ
③益城町役場 復興整備課 住所 上益城郡益城町大字木山594 電話 096-289-2930（直通）	○	直接提出のみ

※意見書の記載事項 意見書は定められた様式はありませんが、次の事項を記載ください。

○意見書提出者の住所、氏名及び連絡先、作成日

○意見書の提出の対象である事業計画の案の名称

（例）熊本市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更案に対する意見書

○土地区画整理事業第55条第5項の規定により準用する行政不服審査法の規定に基づき実施する口頭による意見陳述の申し出の有無

（例）口頭意見陳述の申し出を行います（又は行いません）。